



発行 新潟県

号外 5

令和 7 年 3 月 28 日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 25 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 26 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 27 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政改革課)

訓 令

- 11 地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程の一部改正 (行政改革課)
- 12 新潟県事務決裁規程の一部改正 (行政改革課)

規 則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 局本庁の次長、技監、課長、室長、工事検査監、参事、課長補佐、<u>副参事及び経営企画員</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、臨床工学技士長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、<u>リウマチセンター長、リウマチセンター副センター長</u>、参与、参事及び副参事</u></p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 局本庁の次長、技監、課長、室長、工事検査監、参事、課長補佐<u>及び副参事</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、臨床工学技士長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、<u>消化器内視鏡センター長</u>、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第26号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(環境局)</p> <p>第6条の3 環境局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>環境政策課 (略)</p> <p>環境対策課</p> <p>環境保全係 大気環境係 水環境係</p> <p>資源循環推進課 (略)</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、環境対策課に自然共生室を置き、同室に自然保護係及び鳥獣管理係を置く。</u></p> <p>(観光文化スポーツ部)</p> <p>第6条の7 観光文化スポーツ部に次の課、室及び係を置く。</p> <p>観光企画課・国際観光推進課 (略)</p> <p>文化課</p> <p>文化政策係 文化資源活用推進係 埋蔵文化財係 芸術文化振興室 <u>世界遺産</u>スポーツ課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局 (略)</p> <p>総務部</p> <p>財政課 (略)</p> <p>人事課</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>行政改革課</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 県庁働き方改革の推進に関する事項</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>(環境局)</p> <p>第6条の3 環境局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>環境政策課 (略)</p> <p>環境対策課</p> <p>環境保全係 大気環境係 水環境係 <u>自然共生室</u></p> <p>資源循環推進課 (略)</p> <p>(観光文化スポーツ部)</p> <p>第6条の7 観光文化スポーツ部に次の課、室及び係を置く。</p> <p>観光企画課・国際観光推進課 (略)</p> <p>文化課</p> <p>文化政策係 文化資源活用推進係 埋蔵文化財係 芸術文化振興室 <u>世界遺産登録推進室</u>スポーツ課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局 (略)</p> <p>総務部</p> <p>財政課 (略)</p> <p>人事課</p> <p><u>(1) 県庁働き方改革の推進に関する事項</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>行政改革課</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

- (5) (略)
- (6) (略)
 - 法務文書課～総務事務センター (略)
 - 環境局～産業労働部 (略)
 - 観光文化スポーツ部
 - 観光企画課・国際観光推進課 (略)
 - 文化課

- (1)～(6) (略)
- (7) 世界遺産に関する事項

- (8)～(13) (略)
 - スポーツ課 (略)
 - 農林水産部
 - 農業総務課

- (1)～(7) (略)

- (8) (略)
- (9) (略)
 - 地域農政推進課～治山課 (略)
 - 農地部～出納局 (略)

2 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
 - 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 総務課～道路課 (略)
 - 河川・砂防課 (略)

- 建築課～県民サービスセンター (略)
- 2～12 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2～11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)
- 地域整備部
 - 総務課～道路課 (略)
 - 河川・砂防課

- (1) (略)
- (2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課、港湾課及び漁港課の所管に属する事項を除く。）

(3) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び雪崩対策工事の執行に関する事項

- (4) (略)

- (4) (略)
- (5) (略)
 - 法務文書課～総務事務センター (略)
 - 環境局～産業労働部 (略)
 - 観光文化スポーツ部
 - 観光企画課・国際観光推進課 (略)
 - 文化課

- (1)～(6) (略)
- (7) 世界遺産登録に関する事項

- (8)～(13) (略)
 - スポーツ課 (略)
 - 農林水産部
 - 農業総務課

- (1)～(7) (略)

(8) 農住組合に関する事項

- (9) (略)
- (10) (略)
 - 地域農政推進課～治山課 (略)
 - 農地部～出納局 (略)

2 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
 - 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 総務課～道路課 (略)
 - 治水課 (略)
 - 砂防課

- 建築課～県民サービスセンター (略)
- 2～12 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2～11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)
- 地域整備部
 - 総務課～道路課 (略)
 - 治水課

- (1) (略)
- (2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課、砂防課、港湾課及び漁港課の所管に属する事項を除く。）

- (3) (略)

<p>(5) (略)</p> <p>建築課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13～26 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第122条 工業技術総合研究所に次の課、室、センター及び係を置く。</p> <p>総務課 (略)</p> <p><u>企画連携室</u></p> <p><u>技術統括センター</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第123条 工業技術総合研究所の課、室及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>企画連携室及び技術統括センターに属しない事項</u></p> <p><u>企画連携室</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員(技術職員に限る。)の研修の企画及び実施に関する事項(<u>技術統括センターの所管に属する事項を除く。</u>)</p> <p>(4) <u>工業技術に関する企業間連携及び産学官金連携に関する事項</u></p> <p>(5) <u>工業技術に関する情報の収集及び提供に関する事項(技術統括センターの所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(6) <u>各技術支援センターとの技術業務の連絡調整に関する事項(技術統括センターの所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(7) <u>その他工業技術の振興に関する事項(技術統括センターの所管に属する事項を除く。)</u></p> <p><u>技術統括センター</u></p> <p>(1) <u>工業技術に関する研究開発の計画及び実施に関する事項</u></p> <p>(2) <u>工業に関する技術指導の管理及び調整に関する事項</u></p> <p>(3) 職員(技術職員に限る。)の研修(研究開発及び技術指導に係るものに限る。)の企画及び実施に関する事項</p> <p>(4) <u>工業技術に関する情報(研究開発及び技術指導に係るものに限る。)の収集及び提供に関する事項</u></p> <p>(5) <u>各技術支援センターとの技術業務の連絡調整(研究開発及び技術指導に係るものに限る。)</u>に</p>	<p>(4) (略)</p> <p>砂防課</p> <p>(1) <u>砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び雪崩対策工事の執行に関する事項</u></p> <p>(2) <u>砂防設備等の災害復旧工事の執行に関する事項</u></p> <p>建築課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13～26 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第122条 工業技術総合研究所に次の課、室、センター及び係を置く。</p> <p>総務課 (略)</p> <p><u>企画管理室</u></p> <p><u>研究開発センター</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第123条 工業技術総合研究所の課、室及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>企画管理室及び研究開発センターに属しない事項</u></p> <p><u>企画管理室</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員(技術職員に限る。)の研修の企画及び実施に関する事項</p> <p>(4) <u>工業技術に関する情報の収集及び提供に関する事項</u></p> <p>(5) <u>各技術支援センターとの技術業務の連絡調整に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他工業技術の振興に関する事項</u></p> <p><u>研究開発センター</u></p>
--	---

関する事項

(6) その他工業技術の振興（研究開発及び技術指導に係るものに限る。）に関する事項

2 下越、県央、中越及び上越の各技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) (略)

(3) 工業技術に関する研究開発に係る相談に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 素材応用技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) (略)

(3) 素材の応用技術に関する研究開発に係る相談に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) その他素材の応用技術の振興に関する事項

(設置)

第132条 (略)

2 農業総合研究所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり研究センター及び農業技術センターを置く。

名 称 位 置

(略)

農業総合研究所中山間地域 (略)

農業研究センター

(略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び佐渡農業技術センターとの業務（研究業務を除く。）の連絡調整に関する事項

(4)・(5) (略)

企画経営部

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び佐渡農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項

(4) (略)

工業技術に関する研究開発の実施に関する事項

2 下越、県央、中越及び上越の各技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 素材応用技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(設置)

第132条 (略)

2 農業総合研究所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり研究センター及び農業技術センターを置く。

名 称 位 置

(略)

農業総合研究所高冷地農業 (略)

技術センター

農業総合研究所中山間地農 長岡市

業技術センター

(略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び各農業技術センターとの業務（研究業務を除く。）の連絡調整に関する事項

(4)・(5) (略)

企画経営部

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項

(4) (略)

企画調整室 (略)
 基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)
 2～5 (略)
 6 中山間地域農業研究センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 (1)・(2) (略)
 (3) 中山間地域の農業技術の研究に関する事項
 (4) (略)
 (5) 中山間地域の農業及び農村の振興に係る調査研究に関する事項

7 (略)

(総括政策企画員等)
第177条 知事政策局政策企画課及び福祉保健部地域医療政策課に総括政策企画員を置くことができる。
 2 (略)

第181条の2 (略)

(電気調整員)
第181条の3 農地部農地建設課に電気調整員を置くことができる。

第181条の4 (略)

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		
新潟県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第8条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議	私立学校法第8条第1項
(略)		
新潟県後期	高齢者の医療の確保	(略)

企画調整室 (略)
 基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)
 2～5 (略)
 6 高冷地農業技術センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 (1)・(2) (略)
 (3) 高冷地の農業技術の研究に関する事項
 (4) (略)

7 中山間地農業技術センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
 (2) ほ場の管理及び運営に関する事項
 (3) 中山間地域の農業技術の研究に関する事項

8 (略)

(総括政策企画員等)
第177条 知事政策局政策企画課に総括政策企画員を置くことができる。
 2 (略)

第181条の2 (略)

第181条の3 (略)

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		
新潟県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議	私立学校法第9条第1項
(略)		
新潟県後期	高齢者の医療の確保	(略)

<p>高齢者医療 に関する法律（昭和 審査会 57年法律第80号）第 128条第1項の規定 による後期高齢者医 療給付に関する処分 （<u>同法第54条第3項 及び第5項の規定に よる求めに対する処 分を含む。</u>）又は保険 料その他同法第4章 の規定による徴収金 （市町村及び後期高 齢者医療広域連合が 徴収するものに限 る。）に関する処分に 対する不服の審査に 関する事務</p> <p>(略)</p>	<p>高齢者医療 に関する法律（昭和 審査会 57年法律第80号）第 128条第1項の規定 による後期高齢者医 療給付に関する処分 （<u>被保険者証の交付 の請求又は返還に関 する処分を含む。</u>）又 は保険料その他同法 第4章の規定による 徴収金（市町村及び 後期高齢者医療広域 連合が徴収するもの に限る。）に関する処 分に対する不服の審 査に関する事務</p> <p>(略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第213条の表新潟県後期高齢者医療審査会の項の改正は、公布の日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第27号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(351) (略)</p> <p>(352) 都市計画法第81条第3項の規定により、<u>公示すること。</u></p> <p>(353)～(544) (略)</p> <p><u>(545) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第38条第1項の規定による完了又は廃止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(546) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第2項の規定により、完了検査をすること。</u></p> <p><u>(547) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第3項の規定により、標識を設けること。</u></p> <p><u>(548) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第6項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、損失を補償すること。</u></p> <p><u>(549) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第7項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、損失を受けた者と協議すること。</u></p> <p><u>(550) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第8項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、裁決を申請すること。</u></p> <p><u>(551) 特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、監督処分をすること。</u></p> <p><u>(552) 特定都市河川浸水被害対策法第41条第2項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること。</u></p> <p><u>(553) 特定都市河川浸水被害対策法第41条第3項の規定により、公示すること。</u></p> <p><u>(554) 特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項の規定により、職員に立入検査をさせること。</u></p> <p><u>(555) 特定都市河川浸水被害対策法第43条第1項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</u></p> <p><u>(556) 特定都市河川浸水被害対策法第43条第2項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</u></p> <p><u>(557) 特定都市河川浸水被害対策法第45条第1項の規定により、標識を設けること。</u></p> <p><u>(558) 特定都市河川浸水被害対策法第53条第3</u></p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(351) (略)</p> <p>(352) 都市計画法第81条第3項の規定により、<u>標識の設置及び公示をすること。</u></p> <p>(353)～(544) (略)</p>

<p>項の規定により、土地の所有者の同意を得ること。</p> <p>(559) <u>特定都市河川浸水被害対策法第54条第1項の規定により、標識を設けること。</u></p> <p>(560) <u>特定都市河川浸水被害対策法第54条第4項の規定により、損失を補償すること。</u></p> <p>(561) <u>特定都市河川浸水被害対策法第54条第5項の規定により、損失を受けた者と協議すること。</u></p> <p>(562) <u>特定都市河川浸水被害対策法第54条第6項の規定により、裁決を申請すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(136)の67 (略)</p> <p>(137) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第38項第1号の規定により、検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の認定をすること。</p> <p>(138)～(187) (略)</p> <p>(188) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けること。</p> <p>(189)～(207) (略)</p> <p>(208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けること。</p> <p>(209)～(213) (略)</p> <p>(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第7条の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第221号まで及び第229号において同じ。)</p> <p>(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。</p> <p>(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項から第5項までの規定により、通知書を交付すること。</p> <p>(217) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。</p> <p>(218) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(136)の67 (略)</p> <p>(137) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第24項第1号の規定により、検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の認定をすること。</p> <p>(138)～(187) (略)</p> <p>(188) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。</p> <p>(189)～(207) (略)</p> <p>(208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。</p> <p>(209)～(213) (略)</p> <p>(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。)</p> <p>(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。</p> <p>(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項から第5項までの規定により、通知書を交付すること。</p> <p>(217) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。</p> <p>(218) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。</p>
---	--

(219) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(220) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。

(221) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(222) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場

(219) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(220) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。

(221) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第3項の規定により、計画の写しを受理すること。

(222) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

(223) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

(224) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。

(225) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(226) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項の規定により、届出を受理すること。

(227) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

(228) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

(229) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第2項の規定により、通知を受理すること。

(230) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。

(231) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場

等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第228号まで及び第230号において同じ。)

(223) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(224) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(225) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けること。

(226) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(227) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、必要な措置を命ずること。

(228) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(229) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定により、書面を交付すること。

(230) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、書面を交付すること。

5～12 (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)

等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第3項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により、書面を交付すること。

(243) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、書面を交付すること。

5～12 (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項の規定による保護の要否、種類、程度及び

の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。

(1)の2～(8)の2 (略)

(8)の3 生活保護法第55条の5第1項の規定により、進学・就職準備給付金を支給すること。

(8)の4～(12) (略)

(12)の2 生活保護法第76条の2の規定による損害賠償の請求権を行使すること。

(13)～(15)の2 (略)

(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費の費用の額等を徴収すること。

(16)～(26) (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

(13) 児童福祉法第33条第2項、第18項及び第20項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(94)の4 (略)

(94)の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定による措置入院者の症状消退届を受理すること。

(95)・(95)の2 (略)

(95)の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項から第3項までの規定により、精神障害者を精神科病院に移送すること。

(95)の4 (略)

(95)の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第4項の規定により、措置入院者を退院させること。

(95)の6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項の規定により、措置入院者を退院させること。

(96)～(99) (略)

(99)の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第7条第5項又は第9条第2項の規定により、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

(99)の3 (略)

方法を決定し、これを通知すること。

(1)の2～(8)の2 (略)

(8)の3 生活保護法第55条の5第1項の規定により、進学準備給付金を支給すること。

(8)の4～(12) (略)

(13)～(15)の2 (略)

(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費又は進学準備給付金費の費用の額等を徴収すること。

(16)～(26) (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

(13) 児童福祉法第33条第2項、第9項及び第11項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(94)の4 (略)

(95)・(95)の2 (略)

(95)の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項又は第3項の規定により、精神障害者を精神科病院に移送すること。

(95)の4 (略)

(96)～(99) (略)

(99)の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号、第99号の4において「政令」という。)第7条第5項又は第9条第2項の規定により、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

(99)の3 (略)

(99)の4 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和58年新潟県規則第29号)第26条第4項の規定により、政令第9条第1項に規定する障害等級に該当しない旨の通知

<p>(100)～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）<u>第22条の3第1項</u>の規定により、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2～(21) (略)</p>	<p><u>をすること。</u></p> <p>(100)～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）<u>第21条第1項</u>の規定により、<u>大麻草栽培者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2～(21) (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の3第1項第352号の改正、同項に18号を加える改正、第8条第1項第99号の2の改正及び同項第99号の4を削る改正 公布の日
- (2) 第7条の改正 令和7年6月1日

訓 令

◎新潟県訓令第11号

福祉保健部生活衛生課
地域振興局
中央福祉相談センター
工業技術総合研究所

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
福祉保健部生活衛生課 地域振興局 中央福祉相談センター <u>工業技術総合研究所</u> (兼務) 第1条 (略) 2～6 (略) <u>7 工業技術総合研究所総務課総務系の事務を命ぜられた職員及び工業技術総合研究所技術統括センターの事務を命ぜられた職員(研究主幹及びレザー・ナノテク研究室の事務を命ぜられた職員を除く。)</u> は、 <u>工業技術総合研究所下越技術支援センターに兼務を命ぜられたものとする。</u> <u>8 工業技術総合研究所の各技術支援センター(下越技術支援センターを除く。)</u> の事務を命ぜられた職員(技術支援センター長及び事務職員を除く。)は、 <u>工業技術総合研究所に兼務を命ぜられたものとする。</u>	福祉保健部生活衛生課 地域振興局 中央福祉相談センター (兼務) 第1条 (略) 2～6 (略)

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。ただし、別表第4福祉保健総務課の部及び河川管理課の部の改正並びに別表第5新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡地域振興局の健康福祉環境部長及び健康福祉部長専決事項の部の改正並びに別表第6第3号の表の改正（「第544号」を「第562号」に改める部分に限る。）は、公布の日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前												
<p>(参事等の専決事項)</p> <p>第5条の9 課（課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。）に置かれる参事(情報主幹を含む。)及び副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、<u>電気調整員</u>、主席検査員及び会計調査員を含む。）は、第5条に規定する課長専決事項（別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。）及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(課長の権限の代決)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、<u>建築調整員</u>、<u>電気調整員</u>、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。)がその事務を代決する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第4 (第6条関係) (略) 総務部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大学・私学振興課 部長専決事項</th> <th style="text-align: center;">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">(1)・(2) (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>(3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第<u>24条第1項</u>(同法第<u>152条第6項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、寄附行為の認可をす</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大学・私学振興課 部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略)		(3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第 <u>24条第1項</u> (同法第 <u>152条第6項</u> において準用する場合を含む。)の規定により、寄附行為の認可をす		<p>(参事等の専決事項)</p> <p>第5条の9 課（課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。）に置かれる参事(情報主幹を含む。)及び副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、<u>主席検査員</u>及び会計調査員を含む。）は、第5条に規定する課長専決事項（別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。）及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(課長の権限の代決)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、<u>建築調整員</u>、<u>主席検査員</u>及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。)がその事務を代決する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第4 (第6条関係) (略) 総務部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大学・私学振興課 部長専決事項</th> <th style="text-align: center;">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">(1)・(2) (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>(3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第<u>31条第1項</u>(同法第<u>64条第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、寄附行為の認可をす</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大学・私学振興課 部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略)		(3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第 <u>31条第1項</u> (同法第 <u>64条第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定により、寄附行為の認可をす	
大学・私学振興課 部長専決事項	課長専決事項												
(1)・(2) (略)													
(3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第 <u>24条第1項</u> (同法第 <u>152条第6項</u> において準用する場合を含む。)の規定により、寄附行為の認可をす													
大学・私学振興課 部長専決事項	課長専決事項												
(1)・(2) (略)													
(3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第 <u>31条第1項</u> (同法第 <u>64条第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定により、寄附行為の認可をす													

<p>ること。</p> <p>(4) <u>私立学校法第109条第3項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定による解散の認可をすること。</p> <p>(5) <u>私立学校法第126条第3項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定による合併の認可をすること。</p>		<p>ること。</p> <p>(4) <u>私立学校法第50条第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による解散の認可又は認定をすること。</p> <p>(5) <u>私立学校法第52条第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による合併の認可をすること。</p>	
(略)		(略)	
統計課		統計課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>統計刊行物の発行計画を決定すること。</p>	<p>(1) <u>統計大会、統計研修会及び統計講習会の開催その他統計知識の普及向上に関する事業の計画を決定すること。</u></p> <p>(2) <u>統計功労者の表彰に係る推薦を行うこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市町村及び調査員に対する説明会を開催すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(8)の2 (略)</p> <p>(9) <u>新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号)第9条の規定により、県統計調査に係る調査票情報を利用すること。</u></p> <p>(9)の2 <u>新潟県統計調査条例第10条第1項の規定により、県統計調査に係る調査票情報を提供すること。</u></p> <p>(10) <u>統計調査員任用候補者登録制度</u></p>

--	--

	<p>の実施市町村及び市町村別の任用候補者登録者数を決定すること。</p> <p>(11) <u>統計調査員任用候補者の登録又は取消しを決定すること。</u></p> <p>(12) <u>統計刊行物を編集し、発行すること。</u></p>
--	--

(略)

(略)

(略)

(略)

福祉保健部

福祉保健部

福祉保健総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	(1)～(4) (略) (5) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指導をすること。</u>
(2) (略)	(6)～(14) (略)
(3) (略)	
(4) (略)	
(5) (略)	

福祉保健総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>削除</u>	(1)～(4) (略)
(2) (略)	(5) <u>生活保護法第50条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指導をすること。</u>
(3) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第20条第1項の規定により、市町村長を指揮監督すること。</u>	(6)～(14) (略)
(4) (略)	
(5) (略)	
(6) (略)	
(7) (略)	

(略)

(略)

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の3第4項の規定により、精神科病院の管理者に対し入院中の者を退院させることを命ずること。</u>	(1)～(5)の4 (略)
(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項の規定により、精神科病院の管理者に対し入院中の者を退院させること又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずること。</u>	(5)の5 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定により、精神科病院の管理者に対し報告を求め、若しくは帳簿書類の提出等を命じ、当該職員若しくは精神保健指定医に立入検査若しくは質問をさせ、又は精神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、入院中の者を診察させること。</u>
(3) (略)	(5)の6 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第2項の規定によ</u>

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の3第4項の規定により、入院中の者を退院させること。</u>	(1)～(5)の4 (略)
(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項の規定により、入院中の者を退院させること。</u>	(5)の5 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定により、精神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は入院中の者を診察させること。</u>
(3) (略)	

<p>り、精神科病院の管理者等に対し、報告を求め、又は帳簿書類の提出等を命ずること。</p> <p><u>(5)の 7</u> (略)</p> <p><u>(5)の 8</u> (略)</p> <p><u>(5)の 9</u> <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の 5 第 1 項の規定により、精神科病院の管理者に対し報告を求め、若しくは帳簿書類の提出等を命じ、当該職員若しくは精神保健指定医に立入検査若しくは質問をさせ、又は精神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、入院中の者を診察させること。</u></p> <p><u>(5)の 10</u> (略)</p> <p><u>(5)の 11</u> (略)</p> <p><u>(6)～(32)</u> (略)</p>	<p><u>(5)の 6</u> (略)</p> <p><u>(5)の 7</u> (略)</p> <p><u>(5)の 8</u> (略)</p> <p><u>(5)の 9</u> (略)</p> <p><u>(6)～(32)</u> (略)</p>																														
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">農業総務課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(1)～(8) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9)～(15) (略)</td> </tr> </table> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	農業総務課		部長専決事項	課長専決事項	(1)～(4) (略)	(1)～(8) (略)		(9)～(15) (略)	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">農業総務課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(1)～(8) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 農住組合法(昭和55年法律第86号) 第67条第1項の規定による設立の認可をすること(2以上の市町村の区域に係る場合に限る。次号において同じ。)</u></td> <td><u>(8)の 2 農住組合法第33条の6の規定により、仮理事を選任すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(6) 農住組合法第71条第2項の規定による解散の決議の認可をすること。</u></td> <td>(9)～(15) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(7) 削除</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(8)</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(9)</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(10)</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(11)</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(12)</u> (略)</td> <td></td> </tr> </table>	農業総務課		部長専決事項	課長専決事項	(1)～(4) (略)	(1)～(8) (略)	<u>(5) 農住組合法(昭和55年法律第86号) 第67条第1項の規定による設立の認可をすること(2以上の市町村の区域に係る場合に限る。次号において同じ。)</u>	<u>(8)の 2 農住組合法第33条の6の規定により、仮理事を選任すること。</u>	<u>(6) 農住組合法第71条第2項の規定による解散の決議の認可をすること。</u>	(9)～(15) (略)	<u>(7) 削除</u>		<u>(8)</u> (略)		<u>(9)</u> (略)		<u>(10)</u> (略)		<u>(11)</u> (略)		<u>(12)</u> (略)	
農業総務課																															
部長専決事項	課長専決事項																														
(1)～(4) (略)	(1)～(8) (略)																														
	(9)～(15) (略)																														
農業総務課																															
部長専決事項	課長専決事項																														
(1)～(4) (略)	(1)～(8) (略)																														
<u>(5) 農住組合法(昭和55年法律第86号) 第67条第1項の規定による設立の認可をすること(2以上の市町村の区域に係る場合に限る。次号において同じ。)</u>	<u>(8)の 2 農住組合法第33条の6の規定により、仮理事を選任すること。</u>																														
<u>(6) 農住組合法第71条第2項の規定による解散の決議の認可をすること。</u>	(9)～(15) (略)																														
<u>(7) 削除</u>																															
<u>(8)</u> (略)																															
<u>(9)</u> (略)																															
<u>(10)</u> (略)																															
<u>(11)</u> (略)																															
<u>(12)</u> (略)																															

(10) (略)	
(略)	
農地部	
農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>農地法第51条第4項</u> の規定により、原状回復等の措置を講じ、又は公告すること。	(1) <u>農地法第4条第1項</u> の規定による農地の転用の許可をすること（三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、 <u>第6号から第8号まで及び第12号から第17号まで</u> において同じ。）。
(2) <u>農地法第51条第5項</u> の規定により、原状回復等の措置に要した費用について負担させること。	(2)～(7) (略)
(3) (略)	(8) <u>農地法第51条第3項</u> の規定により、命令に従わなかつた旨等を公表すること。
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)
	(15) (略)
	(16) (略)
	(17) (略)
(略)	
土木部	
(略)	
河川管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(21) (略)	(1)～(16) (略)
(22) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項、第5項又は第11項の規定により、特定都市河川又は特定都市河川流域の指定、指定の変更若しくは解除をすること。</u>	(17) <u>特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項又は第12項の規定により、流域水害対策計画を定め、又はこれを変更すること。</u>
(23) <u>特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項又は第6項の規定により、貯留機</u>	(18) <u>特定都市河川浸水被害対策法第30条第1項又は第37条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可又は変更の許可をすること。</u>

(13) (略)	
(略)	
農地部	
農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>農地法第51条第3項</u> の規定により、原状回復等の措置を講じ、又は公告すること。	(1) <u>農地法第4条第1項</u> の規定による農地の転用の許可をすること（三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、 <u>第6号、第7号及び第11号から第16号まで</u> において同じ。）。
(2) <u>農地法第51条第4項</u> の規定により、原状回復等の措置に要した費用について負担させること。	(2)～(7) (略)
(3) (略)	(8) (略)
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)
	(15) (略)
	(16) (略)
(略)	
土木部	
(略)	
河川管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(21) (略)	(1)～(16) (略)

<p>能保全区域の指定又は指定の解除をすること。</p> <p>(24) <u>特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項、第10項又は第11項の規定により、浸水被害防止区域の指定、指定の変更又は解除をすること。</u></p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p>	<p>(19) <u>特定都市河川浸水被害対策法第57条第1項又は第62条第1項の規定により、特定開発行為の許可又は変更の許可をすること。</u></p> <p>(20) <u>特定都市河川浸水被害対策法第66条第1項又は第71条第1項の規定により、特定建築行為の許可又は変更の許可をすること。</u></p> <p>(21) <u>特定都市河川浸水被害対策法第76条第1項の規定により、建築物の所有者等に対し勧告をすること。</u></p>
---	---

(22) (略)	(23) (略)	(24) (略)
----------	----------	----------

(略)

(略)

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域の指定をすること。</u></p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定により、特定盛土等規制区域の指定をすること。</u></p> <p>(3) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項又は第2項の規定により、造成宅地防災区域の指定又は指定の解除をすること。</u></p> <p>(4)から(6)まで 削除</p> <p>(7)～(33) (略)</p>	<p>(1) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第20条又は第39条の規定により、偽りその他不正な手段により許可を受けた者等に対して監督処分をすること。</u></p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第23条、第42条又は第47条の規定により、擁壁等の設置等を行うことを命ずること。</u></p> <p>(3)から(7)まで 削除</p> <p>(8)～(27) (略)</p>

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)から(6)まで 削除 (7)～(33) (略)	(1)から(7)まで 削除 (8)～(27) (略)

(略)

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21)の2 (略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(21)の2 (略)

	(21)の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第7条の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。) (22)～(44) (略)
--	---

(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡地域振興局の健康福祉環境部長及び健康福祉部長専決事項

(1)～(16) (略)

(17) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第17条第2項又は第22条の規定により、特別児童扶養手当支給停止通知書を交付すること。

(18)・(19) (略)

(20) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第19条第2項の規定により、特別児童扶養手当額改定請求却下通知書を交付すること。

(21) (略)

(22) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第24条の規定により、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付すること。

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 農地法第51条第3項の規定により、命令に従わなかった旨等を公表すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専

	(21)の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。) (22)～(44) (略)
--	---

(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡地域振興局の健康福祉環境部長及び健康福祉部長専決事項

(1)～(16) (略)

(17) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第17条第2項又は第22条第2項の規定により、特別児童扶養手当支給停止通知書を交付すること。

(18)・(19) (略)

(20) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第19条第3項、第22条第3項又は第24条第2項の規定により、特別児童扶養手当証書の提出を命ずること。

(21) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第19条第6項の規定により、特別児童扶養手当額改定請求却下通知書を交付すること。

(22) (略)

(23) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第24条第1項の規定により、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付すること。

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専

決事項		決事項	
専決権限を有する者	専決事項	専決権限を有する者	専決事項
(略)		(略)	
村上地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）	村上地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第10項に規定する事項（同条第4項第1号、第2号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。）（地域整備部の副部長（総務担当）及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所	新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第10項に規定する事項（同条第4項第1号、第2号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。）（地域整備部の副部長（総務担当）及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所

	<p>長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項(同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。)については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに関し、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。))</p>		<p>長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項(同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。)については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに関し、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。))</p>
<p>新潟地域振興局新津地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号までに規定する事項(新津地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>	<p>新潟地域振興局新津地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(新津地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>
<p>三条地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第230号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に</p>	<p>三条地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に</p>

	規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)		規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)	魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)
南魚沼地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第230号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項	南魚沼地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項

	<p>については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>		<p>については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
<p>柏崎地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第5項並びに第11項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>	<p>柏崎地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第5項並びに第11項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>
<p>上越地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>	<p>上越地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
<p>糸魚川地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の</p>	<p>糸魚川地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項に規定する事項(地域整備部の</p>

	副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究	(略)

	副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究	(略)

<p>所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、中央福祉相談センター障害者相談支援室長、保健環境科学研究所調査研究室長、工業技術総合研究所の<u>企画連携室長及び技術統括センター長</u>、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）</p>		<p>所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、中央福祉相談センター障害者相談支援室長、保健環境科学研究所調査研究室長、工業技術総合研究所の<u>企画管理室長及び研究開発センター長</u>、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	